

各務原市市有地売払要綱

(平成22年7月1日決裁)

各務原市市有地売払要綱（平成18年11月8日決裁）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令、条例又は規則に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第1項の規定に基づく普通財産の市有地（以下「市有地」という。）の売払いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 市有地のうち、未利用地、賃貸借契約を締結している土地等で、公用又は公共用として利用する見込みのないものについて売払うものとする。

(売払いの方法)

第3条 市有地の売払いは、一般競争入札（以下「入札」という。）の方法により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約とすることができる。

- (1) 入札に付し入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないとき。
- (2) 売払価格が30万円を超えないとき。
- (3) 公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要とする市有地を、国、地方公共団体又は事業者売り払うとき。
- (4) 公共事業に用地を提供した者に、その用地の代替地として売り払うとき。
- (5) 産業の保護奨励のため市長が特に必要であると認める場合で、企業等への誘致等の市の施策として特定の相手に売り払うとき。
- (6) 市有地を特別の縁故者に売り払う場合であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき。

ア 寄附を受けた物件を、その寄附者（相続人その他の包括承継者を含む。）に売り払うとき。

イ 無道路地、袋地又は地形狭長等単独利用が困難なもので、かつ、他に買受希望者のない土地を、隣地所有者又は隣地所有者が買い受けを希望しない場合においては、隣地の賃借権等を有する者に売り払うとき。

ウ 土地の面積がおおむね100平方メートル（不整形地又は法地等を含む土地については、おおむね150平方メートル）以下の極小規模である市有地であって、公用又は公共用として単独利用が困難な市有地をその隣地と一体利用す

ることにより有効利用が図られると認められる場合において、原則として当該市有地が隣地の一体的な敷地面積よりも小さい場合に限り、当該市有地を、その隣地所有者又は隣地所有者が買い受けを希望しない場合においては、隣地の賃借権等を有する者に売り払うとき。

エ 契約に基づき、現に市有地を生活の本拠として使用している者に、当該市有地を売り払うとき。

オ 法定外公共物の用途が廃止されて普通財産となった市有地を、当該用途廃止の申請者に売り払うとき。

カ 市有地につき、取得時効を援用できる者で、これを買い受けようとする者に当該市有地を売り払うとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める場合

2 前項第1号の規定により売り払う場合は、当該市有地について、入札に付するときに定めた条件により購入希望者を募集し、申出の都度その者と随意契約を行うことができる。

(価格の決定)

第4条 売払価格又は入札の予定価格は、各々の売払方法及び土地の特性を勘案したうえで、固定資産税評価、不動産鑑定士による鑑定評価、地価公示又は地価調査価格から比準した評価等により、適正に算定した価格とする。

2 前項の規定による売払価格又は入札の予定価格につき、当該市有地の処分の促進を図る必要があるときは、需給の状況及び利用の実態等を考慮して、国有財産評価基準について(平成13年3月30日付財理第1317号財務省理財局長通知)等に準じて、必要の範囲内で修正することができる。

3 前条第2項の規定による随意契約の売払価格は、あらかじめ定めた予定価格を下回らないこととする。

(入札の参加資格)

第5条 入札に参加することができる者は、次に掲げる者を除く個人又は法人とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項に規定する者

(2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった日から2年を経過していない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第

2条第2号から第4号まで又は第6号に該当する者

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員

(5) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員であって、当該入札に係る市有地の取扱いを行うもの

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、施行令第167条の5第1項又は第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加する者に必要な資格を別に定めることができる。

（売払申請）

第6条 第3条第1項ただし書に規定する随意契約により市有地を売り払う場合において、市有地の売払いを受けようとする者は、市有地売払申込書（別記様式）に必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

（契約条件）

第7条 市長は、市有地の売払いに際し、用途指定又は買戻特約の条件等を付すことができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（令和7年12月9日決裁）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告される一般競争入札について適用し、同日前に同項の規定により公告された一般競争入札については、なお従前の例による。

市有地売払申込書

年 月 日

各務原市長 あて

住所 _____

氏名 _____

各務原市市有地売払要綱第6条の規定により、市有地を払い受けたく、別紙関係書類を添えて申請します。なお、土地利用計画は、末尾記載のとおりです。

1 申込土地の所在地番、地積

所在地番：各務原市 _____

地 積： _____ m²

2 土地利用計画

建築物	用途		建築面積	
	構造		床面積	
	階数			
建築しない場合 の利用計画				

※ 共有名義で申し込まれる場合は、共有者一覧表を添付し、それぞれの持分割合も記載してください。

※ 土地が複数筆ある場合は、土地一覧表を添付してください。

※ 住居等を建築する場合、まだ計画段階であれば、現時点で記入できる項目のみ記入してください。建築しない場合は、建築しない場合の利用計画欄に、駐車場、資材置場、現況と変わらず利用する等、予定される利用方法について記入してください。